

○農林水産省告示第千六百九十四号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示を次のように定める。

令和元年十二月二十日

農林水産大臣 江藤 拓

農地法第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示

農地法第四条第一項に規定する指定市町村は、次のとおりとする。

都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日
北海道	七飯町	平成二十八年十月一日
岩手県	盛岡市	平成三十年四月一日
	滝沢市	平成三十年七月一日
	紫波町	平成二十九年八月一日
栃木県	宇都宮市	平成三十年十月一日

岐阜県	長野県	福井県	富山県	新潟県	神奈川県	埼玉県
岐阜市	高森町 伊那市 飯田市	越前市 鯖江市 福井市	富山市	見附市 長岡市 新潟市	横浜市	蓮田市
平成二十八年十月一日	平成二十九年七月一日 平成三十一年一月四日	平成二十八年六月一日 平成二十八年十月一日 平成三十一年四月一日	平成二十九年一月一日	平成三十年十月一日 平成二十八年六月一日	平成二十八年十一月一日	平成二十九年四月一日

愛知県	三重県
<p>大垣市 可児市 北方町</p>	<p>津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市</p>
<p>平成二十九年七月一日 令和元年七月一日 令和二年四月一日</p>	<p>平成三十年四月一日 平成二十九年四月一日 平成三十年七月一日 平成二十八年六月一日 平成二十九年四月一日 平成三十年四月一日 平成二十八年六月一日 平成三十一年四月一日 平成二十八年六月一日 平成二十八年六月一日</p>

滋賀県												
近江八幡市	南伊勢町	大紀町	度会町	玉城町	大台町	明和町	多気町	朝日町	東員町	伊賀市	鳥羽市	亀山市
平成二十八年十月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年十月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年十月一日	平成二十九年四月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年六月一日	平成二十八年六月一日	平成二十九年四月一日

京都府	兵庫県	和歌山県	島根県	岡山県	広島県	福岡県
京都市	神戸市 明石市	海南市	松江市	岡山市 総社市 高梁市 美作市	広島市	福岡市 久留米市 那珂川市
平成三十一年四月一日	平成二十九年一月一日 平成三十一年四月一日	平成二十九年十一月一日	平成二十八年十月一日	平成二十八年六月一日 平成二十八年六月一日 平成二十八年六月一日 平成三十一年四月一日	平成二十九年四月一日	令和元年七月一日 平成二十九年四月一日 平成二十九年四月一日

佐賀県	佐賀市	平成二十九年一月一日
長崎県	諫早市	平成二十八年九月一日
大分県	大分市	平成三十年十月一日

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 次の告示は、廃止する。

一 平成二十八年六月一日農林水産省告示第千二百四十九号（農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）

二 平成二十八年九月三十日農林水産省告示第千八百八十五号（農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）

三 平成二十八年十二月二十八日農林水産省告示第千五百七十三号（農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件）

四 平成二十九年三月二十四日農林水産省告示第四百三十八号（農地法第四条第一項の規定に基づき農林

水産大臣が指定する市町村を告示する件)

五 平成二十九年六月二十三日農林水産省告示第九百八十三号(農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件)

六 平成二十九年十二月二十二日農林水産省告示第二千三百三十四号(農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件)

七 平成三十年三月二十三日農林水産省告示第五百九十三号(農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件)

八 平成三十年九月十九日農林水産省告示第二千八十五号(農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件)

九 平成三十年十二月二十一日農林水産省告示第二千七百五十五号(農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件)

十 平成三十一年三月二十七日農林水産省告示第五百七十一号(農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件)